## 総社市告示第93号

総社市有害鳥獣捕獲報奨金交付要綱(平成17年総社市告示第80号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

## 総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後					改正前					
(報奨金の <u>種類</u> 等) 第2条 略 別表(第2条関係)					(報奨金の <u>名称</u> 等) 第 2 条 略 別表 (第 2 条関係)					
	交付対象者	要 件	交付限度額	申請時期	報奨金の種類	交付対象者	要件	交付限度額	申請時期	
シカ,ヌート で リア及びサ 祭 ル捕獲報奨 月	市内において組織体体 で猟団ない が属する駅 除班員	市内で捕獲 したシートリントリル。 カートリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カーリル。 カートリー。 カート カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カー。 カートリー。 カート カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カートリー。 カー。 カー。 カー。 カー。 カー。 カー。 カー。 カー。 カー。 カ	つき <u>15,000</u> 円,ヌートリア1頭につき 2,000円,サル 1 匹 に つき 42,000円。ただし,有害鳥 獣捕獲許可の	随時	1 イノシシ, シカ,ヌート リア及び ル捕獲報 金	市内におい て組織する	市しシーはし、び3 でイカ、アトル。び3 を はし、2 との との との との との との との はし、2 との との との との との との との との との との との との との	ートリア1頭 につき2,000	随時	
			捕獲数以内		2 イノシシ, シカ及びサ ル一斉許可	同上	岡山県有害 獣捕獲強化 対策事業実	イノシシ又は シカ1頭につ き16,000円,	同上	

改 正 後					改正前				
					捕獲報奨金		施要領(平成 27年3月31日 付け農 681号)の市内に が捕獲し、 カスはサル	き42,000円。 ただし,有害 鳥獣捕獲許可	
2イノシシ及びシカ狩猟捕獲報奨金		狩猟期間内 に市内で捕 獲したイノ シンスはシ カ	イノシシ又は シカ1頭につ き <u>4,000円</u>	同上	3	市内におい て組織団体に 狩猟団本に 所属する狩 猟者	狩猟期間内 に市内で捕 獲したイノ シシスはシ カ		同上

附則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日以降の捕獲について適用する。